

第3編 組織・処務 大月都留広域事務組合清掃施設建設プロジェクトチーム設置規程

○大月都留広域事務組合清掃施設建設プロジェクトチーム設置規程

(平成9年3月5日訓令第1号)

改正 平成30年3月30日訓令第1号

大月都留広域事務組合清掃施設建設プロジェクトチーム設置に係る基本事項(昭和57年訓令第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 新清掃施設の建設及び周辺環境整備の円滑な推進を図るため、必要に応じ大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)に建設プロジェクトチームを設置する。

(編成)

第2条 建設プロジェクトチームは、所長、次長並びに大月市及び都留市から派遣する組合長が任命する職員をもって編成するものとする。

(所掌事務)

第3条 建設プロジェクトチームの所掌事務は、用地取得を含む清掃施設の建設及び周辺環境整備に直接必要な事務で、おおむね次のとおりとする。

(1) 清掃施設の建設に関する事務

- ア 建設に関する計画及び管理
- イ 建設に必要な技術指導及び施工管理
- ウ 建設に係る事務手続
- エ その他清掃施設の建設に必要な事務

(2) 周辺環境の整備に関する事務

- ア 組合が事業主体となる周辺環境施設の建設
- イ 周辺環境整備の推進をはかるため事業主体への協力
- ウ その他周辺環境整備に必要な事務

(リーダー等の設置)

第4条 プロジェクトチームに建設担当リーダー及び建設担当サブリーダーを置く。

(基本事項の具体化)

第5条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、組合内部規定により定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。